

観音寺市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年11月28日

観音寺市監査委員 大 西 保 行

観音寺市監査委員 石 山 秀 和

令和 6 年 度

定期監査結果報告書
(前 期)

観音寺市監査委員

第 1 監査の対象および期間

対 象			期 間
部 課 等	事 務		
市民部	地域支援課 市民課 燧望苑 生活環境課 人権課 ふれあい文化センター 大野原支所 豊浜支所 伊吹支所	令和 6 年度の財務に 関する事務（一部令和 5 年度を含む）の執行 及び経営に係る事業 の管理	令和 6 年10月 1 日から同年11月 13日まで
教育部	教育総務課 学校教育課 教育センター 観音寺小学校 高室小学校 常磐小学校 柞田小学校 豊田小学校 栗井小学校 一ノ谷小学校 大野原小学校 豊浜小学校 文化振興課 中央公民館 共同福祉施設 働く婦人の家 中央図書館 市民スポーツ課 総合運動公園 総合体育館 大野原会館		

	学校給食課 大野原学校給食センター		
--	----------------------	--	--

第2 監査の方法

本監査は、予算の執行、契約関係、補助金交付関係、現金・金券等の出納保管、財産管理、施設管理、文書等の処理及び職員の服務状況等について、事務が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、また、組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているかに留意し監査を実施した。

監査対象となった部課等に対し、監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し質疑を行い関係書類の検査を行った。

また、本庁外の施設及び教育委員会の所管の施設については、現地に赴き監査を実施した。

第3 監査の結果

事務及び管理については、おおむね適正に処理されていたが、監査時に気づいた簡易な事項については、その都度口頭で指示したので記述は省略する。

監査の結果、一部において次のとおり改善、検討を要する事項が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討、実施されたい。

当該事項について改善の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも事務の執行に当たっては法令等を遵守し、より一層厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

第4 指摘事項、意見等

共通事項

- 負担行為書等で随意契約の根拠法令が相違している場合が見受けられる。あらためて随意契約ガイドラインを確認し、また積算根拠の確認も必ずされたい。
- 負担行為書等に添付の起案文書について、決裁日のないものが多く見受けられる。記入漏れのないように努められたい。
- 備品台帳に関しては、購入した年度がかなり古い備品があるため、あらためて照合されたい。また、規格の欄が空白で品名などが入っていないものがあるので確認されたい。
- 外部施設（学校関係含む）の出勤簿や勤務記録簿、公用車運転日誌等において、空白のものや確認印忘れ、修正液、鉛筆書きが散見されたので、適正に処理されたい。
- 季節的・事業的な業務等により時間外の多い人や、代休取得ができていない人、少数人ではあるが年休の取得がほとんどできていない人が見受けられる。職員の健康管理への配慮、改善策をお願いする。

学校関係共通事項（小学校）

- 理科室用薬品管理簿について、過去の年度において修正液、鉛筆書き等が見受けられた。

また、数年使用していない薬品や使用する予定のない薬品については、教育総務課に依頼し廃棄処分も検討されたい。薬品管理については危険回避や事故防止を図るため、関連する法令や各通知などに従い定期的に保管状況を確認するとともに、現在保有量を常に把握し適正に管理されたい。